医療費控除の申告方法

本年度の市県民税・所得税の申告期間は2月18日から3月15日までです。相談会場は大変混雑します。今から準備しておき、早めに申告を済ませましょう。

医療費控除とは？

納税者本人、または本人と生計を一にする親族に対する医療費を、その納税者が支払った場合に、下図の計算方法による金額を所得額から控除することができます。実際に支払った医療費や、医療費控除額が戻るものではありません。

対象となる医療費は？

医師などによる診療・治療の費用や、診療・治療に必要な医薬品、医療用器具の購入費などが対象になります。美容目的や健康維持、予防のための費用や日常生活用品など、治療を受けるために直接必要としないものなどは対象になりません。

【対象にならない例】

人間ドック、予防接種、美容整形手術、通院時のガソリン代など

●明細書の記入例 ※所得金額の合計が 2,300,000 円の場合の記入例です。

平成 24 年分　医療費の明細書

この明細書は、申請書と一緒に提出してください。

住所 安曇野市豊科 4932-46

氏名 安曇　太郎

	医療を受けた人	続柄	病院・薬局などの所在地・名称	控除の対象となる医療費の内訳 治療費等・薬剤費など	支払った医療費	左のうち生命保険や社会保険などで補塡される金額
①	安曇　太郎	本人	○○病院○○市○○	○○○	87,000	② 0
	安曇　花子	妻	□□医院□□町□□	○○○	154,000	60,000
	〃	〃	△△薬局△△市△△	○○○	9,000	0
	合　計			③	A 250,000	B 60,000

※記入しきれない場合は、「別紙明細」と記入し、別紙は封筒に入れてください。A・Bには別紙分も含めた合計を記入します。

※上の明細については、適宜の用紙に記載の上、同封して提出していただいても差し支えありません。

【控除額の計算】

④

支払った医療費	（合計） 250,000 円	A
保険金などで補填される金額	60,000 円	B
差引金額（[A]－[B]）	（赤字の時は0円） 190,000 円	C
所得金額の合計額	2,300,000 円	D
[D]× 0.05	（赤字の時は0円） 115,000 円	E
[E]と10万円のいずれか少ない方の金額	100,000 円	F
医療費控除額（[C]－[F]）	（最高200万円、赤字の時は0円） 90,000 円	G

申請書第二表の「所得から差し引かれる金額に関する事項」欄の医療費控除に転記します。

申請書第一表の「所得金額」欄の合計を転記します。
（注）次の場合には、それぞれ次の金額を加算します。
・退職所得及び山林所得がある場合……その所得金額
・ほかに申告分離課税の所得がある場合……その所得金額（特別控除前の金額）
なお、損失申告の場合には、**申告書第四表（損失申告用）**の**「4 繰越損失を差し引く計算」**欄の㉑の金額を転記します。

申請書第一表の「所得から差し引かれる金額」欄の医療費控除に転記します。

※医療費の領収書をこの封筒に入れてください。

確定申告書、給与所得の源泉徴収票は、この封筒には入れないでください。

●明細書の記入方法

①1月1日から12月31日までの1年間に支払った医療費を、医療を受けた人ごと、病院ごとに集計します。
②保険契約や健康保険で支給される給付金や高額療養費なども忘れずに記入します。
③支払った医療費、保険金などで補てんされる金額の合計額をそれぞれ計算します。
④明細書右下の計算式に当てはめて、医療費控除額を計算します。

医療費控除を受けるには？

1　支払った医療費の領収書を保管しましょう

確定申告の際に領収書（原本）が必要です。コピーや明細内訳書のみでは控除の対象になりません。

2　医療費の明細書を作成します

医療費控除額の計算方法の流れは下の図のとおりです。明細書を右ページの記入例を参考に作成します。

●医療費控除額の計算方法

1年間に支払った医療費の合計額 － 保険金などで補てんされる金額（注1） － 10万円（ただし、その年の所得の合計額が200万円未満の人は、その金額の5%） ＝ 医療費控除額

（注1）生命保険契約などで支給される入院費給付金や、健康保険などで支給される高額療養費などの金額です。

3　確定申告書を作成し、提出します

「24年分医療費の明細書」をはり付けた封筒に、医療費の領収書を入れ、確定申告書と一緒に提出してください。

なお、所得税で医療費控除をする必要がない場合であっても、市県民税額に影響する場合があります。その際は市県民税の申告をすることになります。

※「医療費の明細書」の様式は国税庁ホームページからダウンロードができます。また、任意の用紙に記入して提出することも可能です。領収書を入れる封筒は所定のものでなくても構いません。

問 豊科総合支所内市民税課（TEL 72・3111（代） FAX 72・8340）

医療費控除　おむつ使用証明書の発行

確定申告の際に医療費の明細書を作成し、おむつ購入の領収書と一緒に「おむつ使用証明書」を添付することで、医療費控除が受けられます。証明書の発行を希望される場合は、各総合支所内市民福祉課へ気軽にお問い合わせください。

●**対象者**　6カ月以上寝たきり状態にある人。または同様の状態と認められる人で、医師がおむつの使用が必要であると証明した人

※初めて控除を受ける場合、おむつ使用証明書は、主治医が作成し交付します。

※2回目以降は、介護保険の主治医意見書で、おむつの必要性が確認できる場合に、市が発行する「主治医意見書の内容確認をした書類」でも控除が受けられます。

障害者控除　対象者認定書の交付

身体障害者に準ずる者などとして、確定申告または市県民税申告時に所得控除を受けられる「障害者控除対象者認定書」を交付します。なお、交付された「障害者控除対象者認定書」の原本は大切に保管し、申告時には提示か写しを添付してください。また、要介護3以上で、すでに障害者控除を受けている人の中には、特別障害者控除に該当する場合もありますのでお問い合わせください。

●**対象者**　要介護認定を受けている年齢65歳以上で、下記の表にあてはまる人

※直近の認定調査票・主治医意見書等をもとにした障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）または認知症高齢者の日常生活自立度で判断します。

●**申請方法**　「障害者控除対象者認定申請書」に必要事項を記入の上、各総合支所内市民福祉課に提出してください。申請書は市ホームページからもダウンロードできます。

●平成24年12月31日現在の介護認定状況

状態	
障害者控除	①要介護1以上の人 ②日常生活を遂行する能力の中で、体幹の機能障害があり全般的に不安定さが見られ、生活の一部について部分的介護を要する人
特別障害者控除	①要介護3以上の人 ②日常生活活動の食事、排せつ、着替えのいずれにおいても介護者の援助を全面的に必要とし、1日中ベットの上で過ごす状態である人

問 おむつ使用証明書に関すること
各総合支所内市民福祉課市民福祉担当

問 障害者控除に関すること
穂高総合支所内高齢者介護課介護支援係
（TEL 82・3131（代） FAX 81・1237）